

豊川市市民協働推進員設置要綱

(設置)

第1条 市民部市民協働国際課及び各課等（課、室、保健センター、支所等をいう。以下同じ。）が連携して市民協働を推進するため、各課等に市民協働推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、所属する各課等における次に掲げる業務について、中心的な役割を担う。

- (1) 市民協働の意識啓発に関すること。
- (2) 協働事業の実施に向けて各課との連携に関すること。
- (3) 市民活動団体や企業等からの協働事業の提案の受付及び検討に関すること。

(推進員の選任等)

第3条 推進員は、各課等において1人を選任するものとする。

2 各課等の長は、毎年市民部市民協働国際課長が指定する日までに選任した推進員を市民部市民協働国際課長へ報告するものとする。

(推進員の任期)

第4条 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じたときは、当該推進員が所属する各課等の長は、速やかに後任者を選任し市民部市民協働国際課長へ報告するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(市民協働推進員会議)

第5条 市民部市民協働国際課長は、市民協働推進員相互の連携及び調整を図るため必要があると認めるときは、推進員を招集し、市民協働推進員会議を開くことができる。

(会議の庶務)

第6条 市民協働推進員会議に係る庶務は、市民部市民協働国際課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。